

しあわせ

第 123 号

社会福祉法人

棚倉町社会福祉協議会

棚倉町大字棚倉字中居野68番地1

電話 (0247) 33-2623

FAX (0247) 23-1525

きれいな町はきれいな道路から！

棚倉町赤十字奉仕団では、毎年8月の「道路を守る月間（道の日）」にちなみ、『クリーンアップ作戦』を実施しました。昨年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、今年は、マスクを着用し密にならないよう気をつけながら2年ぶりに実施しました。団員32名が早朝6時から各方部5班に分かれてスタートし、それぞれごみ袋と火ばさみを手に主要町道及び生活道路にポイ捨てされたたばこの吸い殻や空き缶などのごみを拾いながらゴールの城跡まで向かいました。

近津地区は近津駅前周辺のごみ拾いをして現地解散となりました。

お盆を前に町をきれいにしようと心地よい汗をかき、道路もきれいになりました。



2年ぶりのボランティア活動
棚倉町赤十字奉仕団のみなさん
お疲れさまでした！



距離を保って清掃活動を行いました。



社会福祉協議会は地域福祉の要として、多くの
人々の善意に支えられ、福祉事業活動を行って
います。住み慣れた町（地域）で安心して、生活で
きるよう、みんなで互助の心をはぐくみ、支え合
い、福祉の「まちづくり」を推進しましょう。

目次

	ページ
・愛ちゃん希望くんだより	2
・御寄附紹介・役員紹介	3
・民協活動報告・地域福祉ネットワーク	4
・あんしんサポート	5
・しあわせ指定居宅介護支援事業所	6
・地域包括支援センター	7
・ボランティアセンター	8～9
・お知らせコーナー	10



愛ちゃん希望くんだより



赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動が始まりました



「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」には毎年ご協力を賜り感謝申し上げます。今年もみなさまの温かいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年度の目標

赤い羽根共同募金 1,949,000円

歳末たすけあい募金 2,086,000円

です。



- 会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
- 個人の寄附金は、所得税及び住民税にかかる税上の優遇措置があります。

みなさまから寄せられた募金は、私たちのまちの幸せのためにさまざまな活動や支援のために役立たせていただいています。

- ✿障がい児者のために
- ✿ボランティア活動のために
- ✿子どもの福祉のために
- ✿老人福祉のために
- ✿その他の地域・在宅福祉のために



災害ボランティア支援



地震や大雨など大きな災害があった時には、災害ボランティアセンターの活動にも使われます。

○赤い羽根共同募金は

各種団体への助成、サマーショートボランティアスクール開催、ボランティア活動保険料、重度心身障害者自動車燃料費助成事業等への助成金として使われます。

○歳末たすけあい募金は

当年度の歳末見舞金贈呈事業、翌年度の夏季見舞金贈呈事業、一人暮らし高齢者火災報知機リース料、高齢者交流会開催、ボランティア活動、社協広報発行等の地域福祉活動支援に役立てられます。

★中央共同募金会が運営するシステムにより、インターネットを通じて募金を受け付けることができます。

福島県決済ページURL：<https://hanett.akaihane.or.jp/donate/entry/100/07/>



◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、わくわくフェスタ中止に伴い、赤い羽根共同募金運動チャリティバザーも中止となりました。

ご寄附

社会福祉に役立ててくださると、多くの方々から善意の寄附金が寄せられました。
深く感謝申し上げます。(令和3年6月21日～令和3年9月10日)

御遺志による寄附(順不同)

緑川 達雄様	大 梅	澄川 繁 様	関 口	原 雅史様	富 岡	佐川 利雄様	北山本
近藤 一郎様	祝部内	細井 昌樹様	清戸作	田中 喜一様	新 町	塩田 吉治様	福 井
小山田道男様	堤	太田 辰夫様	仁公義	蛭田 栄 様	南 町	大平 晟嵩様	古 町
吉田 光司様	福 井	戸部 良夫様	寺 山	鈴木 隆弘様	関 口	久田 隆司様	丸 内
兼田 新治様	流	金沢 淳成様	寺 山	小林 伊一様	千駄櫃	松本 政則様	玉 野
佐川 栄 様	北山本	石井 修司様	鷹匠町	鈴木 孝章様	仁公儀		

その他の寄附

◆郡山ヤクルト販売株式会社様



売上金の一部として

◆日本精工福祉基金福島支部様



不織布マスク 50箱

役 員 紹 介

6月29日任期満了に伴う理事・監事・評議員の役員改選があり、地域福祉の進展のためのご支援、ご協力をお願いいたしました。

なお、退任されました鈴木 正美様(監事)には、社協活動へのご理解とご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

理 事 ・ 監 事			評 議 員		
任期：令和3年6月29日(選任日) から令和4年度決算に係る定時 評議員会の終結の時までとする。			任期：令和3年6月29日(選任日) から令和6年度決算に係る定時 評議員会の終結の時までとする。		
	氏 名	備 考		氏 名	備 考
理事	湯座 一平	町 長	評議員	秋山喜久男	民協職務代理
理事	五十嵐正子	民協会長	評議員	藁谷 鋭	民協 副会長
理事	須藤 俊一	町議長	評議員	小林 研二	民協 副会長
理事	鈴木 敏光	副町長	評議員	近藤 敏行	民協 副会長
理事	関根 誠一	寿恵園施設長	評議員	佐川 栄	民協 副会長
理事	南雲 孝	老人クラブ連合会会長	評議員	吉田 一則	民協 監事
理事	塩田しげ子	ボランティアあすなろ会長	評議員	緑川 宏芳	民協 監事
監事	坂本テル子	民生委員	評議員	塩田 京子	民協 会計
監事	高宮 正志	学識経験者	評議員	田中 喜一	ほたるの里 施設長
			評議員	垂石みわ子	棚倉町赤十字 奉仕団委員長

(敬称略)

棚倉町民生児童委員協議会活動報告



フードバンクに協力を始めました！

棚倉町民生児童委員協議会では、今年度から毎月開催されている定例民協時に「支援BOX」を用意し、協力できるものを持ち寄りフードバンク支援に協力しています。

【県内に広がる支援の輪】

福島県社会福祉協議会と一部の社協では平成27年8月に「コープフードバンク」と協定を結び、生活困窮者の自立を支援しています。フードバンクは、包装の破損や規格外、商品の入れ替えなどの理由で品質に問題がないのにやむなく廃棄されてしまう食品等を実償で譲り受け、生活に困っている人に提供し自立を促進する活動です。

また、株式会社セブンーイレブン・ジャパンは平成30年4月から商品寄贈による社会福祉貢献活動をスタートしました。地域における高齢者や障がいのある方、生活に困難を抱えた個人・世帯などの支援を目的に、店舗改装時に発生する在庫商品の一部を寄贈することで地域福祉の推進を目指した取組みです。昨年10月には福島県、県社協と協定を締結し福島県内の市町村社協への商品寄贈がスタートしました。

フードバンクで扱える商品

◎包装の破損・汚れ



◎販売期限切れで賞味期限内のもの



◎パッケージ変更・サンプル品



◎賞味期限が迫った防災備蓄品



地域福祉ネットワーク活動のご案内

○福祉活動をする行政区や自治会にその活動費の一部を助成します。

- ・声かけ、安否確認及びふれあい訪問等の見守り活動等
- ・福祉活動の各種研修会、会議等の開催等

○地域サロン 地域のコミュニケーションの強化、健康増進などを目的に実施

活動内容：各地区での茶話会、趣味活動、レクリエーション等

場 所：地域の集会所等

対 象：どなたでも参加できます

助 成：参加者15人以下 1,500円/回

(行政区単位) 参加者16人以上 2,000円/回

※各地域の要望により開催しておりますので、お気軽にご相談ください。



あんしんサポート(日常生活自立支援事業)のご案内

■ 事業のご案内

この事業は、認知症高齢者・障がいのある方などを対象として、福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等を公的な制度でお手伝いする事業です。

1、利用対象者

認知症高齢者、知的・精神障がい者など判断力が不十分な方

2、主なサービスの内容

○福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供
- ・福祉サービスを利用または利用をやめるために必要な手続き
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きを援助

※できないこと……施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除 等



福祉サービスの利用に不安がある方へ
福祉サービスなどの利用援助

○日常的金銭管理サービス

- ・銀行などに行って、日常生活に必要なお金の出し入れを支援
- ・医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続き
- ・日用品の代金の支払い

※できないこと……不動産や預貯金の資産運用 等



金銭管理や支払い手続きの代行をします
金銭管理サービス

○書類等の預かりサービス

- ・預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管

※お預かりできないもの……貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金 等



通帳・証書類の紛失や盗難を防止します
預かりサービス

3、利用料

- ・相談から契約までは無料です。
- ・契約後、サービスが開始してからは1回1時間あたり1,200円の利用料がかかります。(1時間を超えると30分ごとに400円が加算されます。)
- ※この他、生活支援員の交通費がかかります。(1kmあたり25円)
- ※生活保護を受けている方は無料です。

■ 利用手続き

社会福祉協議会にご連絡ください。(TEL 33-2623)

ご本人以外、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員などを通じてのお問合せにも対応します。





しあわせ指定居宅介護支援事業所



介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から変わりました。

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しが行われました。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わりました。

補足給付の預貯金 要件の見直し	R3.7月まで → 見直し後(R3.8月～)	
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

食費の負担限度額 の見直し	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
---------------	---------------------------------	---------------------------------

※食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は、1,392円→1,445円(日額)に変わります。
(注)居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わりました。

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得 380 万円(年収約 770 万円)～課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)未満	93,000円(世帯)

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

※介護支援専門員が介護保険サービス利用のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

☎：33-2623 (担当：江戸・安久津・西牧)

こんにちは！ 地域包括支援センターです

～地域包括支援センターは、高齢者又はその家族等のなんでも相談窓口です～

☎33-7811 ※休日や夜間も電話転送により対応しています。



   **生活支援コーディネーターだより**    

《令和3年度第1回買い物支援ツアー》

棚倉町では地域における高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を推進していくために、ひなたぼっこ（棚倉町協議体）を設置し、地域での支え合い活動について話しています。

その活動の一つとして、近隣で買い物ができる店舗が少ない地域や、交通機関が乏しい地域を対象に買い物支援ツアーを開催しています。ご自身で買い物に出かけることで、地域における交流促進や日常生活をいきいきと過ごすことができるように支援することを目的としています。

第1回は北山本区・中山本区の方が8名参加しました。お店に向かう道中もバスの中は賑やかで会話が弾んでいました。店内ではひなたぼっこのメンバーの方に見守られながら、ご夫婦やお友達と一緒に買い物を楽しんでいました。買い物の後は休憩所でアイスを食べながら一休み。参加者からは、「買い物もできて、友達とも会えて嬉しかった」、「重い荷物を運んでくれてありがとう、また来たいね」と感想が聞かれました。



たなちゃんカフェ（認知症カフェ）がオープン！



7月16日、棚倉町立図書館でたなちゃんカフェ（認知症カフェ）を開催しました。今回は『亀楽の会（家族介護者の会）との交流会』を行い、出張コーヒー屋さんMicrocafeの田村百合子さんをお招きして生産地の違う3種の豆からコーヒーを淹れていただきました。コーヒーの香りとカフェインにはリラックス効果があるそうです。参加された方は、淹れたてのコーヒーの香りに包まれた穏やかな雰囲気の中で介護に関する悩みなどを話し合っていました。

～次回のお知らせ～

次回は11月4日（木）保健福祉センター検診室で開催予定です。介護についての知識や基本を学ぶ家族介護教室と合同で行います。薬剤師の相談コーナーもあります。お気軽に御参加ください！



【問い合わせ】 棚倉町地域包括支援センター（担当：後藤、西牧（和）、川崎、小林）

ボランティアセンター

4町村合同ボランティア講座

例年、郡内高校生を対象としたサマーショートボランティアスクールを実施していましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になりました。

今年度は内容を変え、修明高校生を対象にボランティアについて考え、地域福祉に目を向け「共に生きる社会」を築いていけることを目的に開催しました。

高齢者疑似体験では「身体が重い」「見えない」「はしで上手くつかめない」「びんのふた開けられない」等自由に動かない手や足に苦勞しながら普段自分たちが何気なく行っている動作でも高齢者にとっては大変なことを理解したようです。疑似体験のベストや重りを脱ぐと、「こんなに身体が軽い！解放された」と喜んでいました。

その後は、パラリンピックでも行われたボッチャを体験し優勝したチームには金メダルが送られ、学びと楽しい一日を過ごすことが出来ました。



棚倉町赤十字奉仕団

棚倉町に在住の75歳以上の約313名の一人暮らしの方たちに、毎年暑中お見舞いのハガキを送る活動をしています。「暑さに負けず元気に過ごして頂けるように・・・」との思いを込めて、一字一字心を込めて丁寧に書いています。



童謡を歌う会カナリヤ

毎月第2、第4金曜日、14時～15時30分棚倉図書館で歌うことが好きな方や元気に楽しく過ごしたい方が集まり歌っています。今回は6区15区サロン(新富家)で活動しました。



いきいきくらぶボランティア

リリアフラスクールの皆さん

8月31日、9月1日、2日の3日間蛭田政江先生率いる白河教室、棚倉教室の皆さまにフラダンスを披露して頂きました。コロナ禍でどこにも行けない状況の中、鮮やかな衣装と優雅な踊りに目を奪われ、ゆったりと南国の風を感じ「ハワイにでも行ったようだ!」「いいね!」「きれいだね～」と午後のひと時を楽しく過ごすことが出来ました。



7月から9月まで活動して頂いたボランティアの皆さま

- ☆たなぐらサウンドテーブルテニスクラブ
- ☆童謡を歌う会カナリヤ：地域サロン
- ☆ボランティアあすなろ：寿恵園
- ☆音声コードの会・たなぐら
- ☆いきいきくらぶ：棚倉町食生活サポーターパブリカ
- ☆：リリアフラスクールの皆さん
- ☆手作り雑巾ボランティア：石井保子さん
- ☆タオルをたくさん頂きました：坂本テル子さん



ご協力ありがとうございました。

未使用のタオルを募集します。！！

ボランティアセンターでは、家庭にある未使用のタオルを集めています。集めたタオルはボランティアさんに雑巾に縫ってもらい、町内の学校や施設に贈呈する予定です。

連絡先：ボランティアセンター ☎ 33-2623 岡部（利）

お知らせコーナー

《心配ごと相談》

【民生委員による相談】 日時 毎月第2月曜日 午前9時～正午（祝祭日の場合は翌日）
10月11日 11月 8日 12月13日 1月11日 2月14日 3月14日

【弁護士による相談】 日時 毎月第3木曜日 午前10時30分～午後3時
10月21日 11月18日 12月16日 1月20日 2月17日 3月17日

※あらかじめ電話 **【33-2623】** で予約をしてお越しください。

※電話による受付予約は、前日 9時～17時まで
当日 9時～12時まで とします。

※来所による受付は、当日午前9時～午後3時までとします。

※相談については秘密を守ります。 ※相談は棚倉町保健福祉センター内相談室で行います。

※無料で相談に応じますのでお気軽にご利用下さい。

◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とすることがあります◆

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で
生活資金にお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

●緊急小口資金

■対象者・・・新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、
緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額 20万円以内 ■据置期間 1年以内
■償還期限 2年以内 ■貸付利子 無利子
■保証人 不要

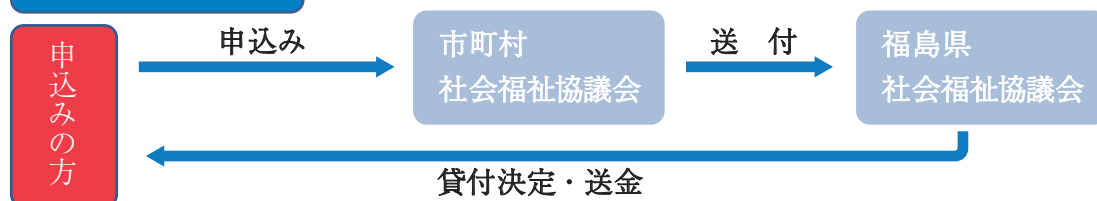
●総合支援資金

■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活
に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額 二人以上・・・月20万円以内 単身・・・月15万円以内
貸付期間：3ヶ月以内

■据置期間 1年以内 ■償還期限 10年以内
■貸付利子 無利子 ■保証人 不要

貸付手続きの流れ



受付期間は令和3年11月末まで延長となりました。

※申込先・問合せ先はお住まいの（住民票のある）市町村社会福祉協議会まで。

※この広報紙の発行には、共同募金の配分金が一部使われています。